

都 8 6 6 肝内結石症

(診断基準)

以下の $\boxed{1}$ について①から③までのいずれか1項目以上を満たし、かつ、 $\boxed{2}$ について①を含む2項目以上を満たすもの。

なお、新規申請時のみ、肝内結石の存在が確認できる画像検査所見（超音波、C T、M R I、内視鏡的逆行性胆管造影、経皮経肝胆管造影など）のコピーの添付を要する。

$\boxed{1}$ 臨床症状

- ① 腹痛
- ② 発熱
- ③ 黄疸

$\boxed{2}$ 検査所見

- ① 肝内結石の画像検査所見
- ② 白血球増多及びCRPの上昇
- ③ 肝胆道系酵素の上昇

(重症度分類等)

以下の分類により、Grade 2以上となるものを対象とする。

ただし、Grade 2の胆道再建術の既往及びGrade 4の胆管癌については、直近6か月以前の場合でも該当とする。

Grade 1 : 無症状

Grade 2 : 胆道再建術の既往、腹痛発作、一過性の黄疸（いずれか）

Grade 3 : 胆管炎又は1週間以上持続する黄疸

Grade 4 : 重症敗血症又は胆管癌

※ 診断基準及び重症度分類等の適応における留意事項

1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。
2. 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態であって、直近6か月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
3. 上記の診断基準を満たし、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要なものについては、医療費助成の対象とする。